

平成 30 年度第 1 回市川市市民活動団体事業補助金審査会 次第

日時：平成 30 年 5 月 7 日（月）午前 9 時 30 分から

場所：市川市八幡 2 丁目 4 番 8 号

ボランティア・NPO 活動センター

次 第

1. 議 題

(1) 実績報告書の審査

- ①実績報告書の支出内容の認否について
- ②審査会委員からの質問に対する回答について
- ③次年度事業に対する改善点について

(2) その他

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 資料 1 「質問と回答」
- ・ 資料 2 「事業に対する改善点、アドバイス等」

市川市市民活動団体事業補助金審査会会議録

1. 日 時：平成 30 年 5 月 7 日（月） 9 時 30 分～12 時 00 分
2. 場 所：市川市八幡 2 丁目 4 番 8 号 ボランティア・NPO 活動センター
3. 議 題：(1) 実績報告書の審査
 - ①実績報告書の支出内容の認否について
 - ②審査会委員からの質問に対する回答について
 - ③次年度事業に対する改善点について(2) その他
4. 出席委員：金丸会長、小笠原副会長、吉田委員、榎戸委員、岩松委員、城委員、大西委員、岩間委員、荒井委員、(9 名)
5. 事務局：谷内課長、小林主幹、野村副主幹、矢萩主任 (4 名)
6. 内 容

金丸会長：ただ今から、平成 30 年度第 1 回市川市市民活動団体事業補助金審査会を開会いたします。

それでは、本日の会議を始めるに当たって、事務局から報告事項等がありましたらお願いいたします。

事務局：本日の審査の進め方についてご説明いたします。全部で 3 点ございます。恐れ入りますが、A4 の次第をご覧ください。本日の議題は、実績報告書の審査といたしまして、①実績報告書の支出内容の認否について②審査会委員からの質問に対する回答について③次年度の事業に対する改善点についてとなります。報告は、以上となります。

金丸会長：はじめに、事務局から依頼があった資料 1「審査をいただきたい内容」について認めるかどうかの審査を行います。事務局から内容の説明をお願いします。

事務局：審査をお願いしたい事業が 3 件あります。資料 1 の 2 ページ目をご覧ください。29 番、団体名「東部マンドリーノ」です。内容は、2 点です。1 つ目は、原材料費です。当団体の会員が所有する楽譜作成ソフトを利用し、楽譜の作成及びコピー代として、会員に対し、支出があり、個人名の領収書を発行しております。2 つ目は、印刷製本費です。赤字で追加いたしました内容になります。これは、団体の活動 PR 用 CD を作成したのもので、会員ではない個人に対し、支出があり、同様に個人名の領収書を発行しております。事務局では、「事業の実施に必要なものであると認めます」が、団体から会員や個人への支出は、補助対象経費に含まれないものと考えております。説明は、以上です。

金丸会長：以上の説明に基づきまして、29番東部マンドリーノについて意見をお願いいたします。

荒井委員：金額を教えてください。楽譜作成代としていくら、楽譜コピー代としていくら支出したのでしょうか。

事務局：楽譜代の総額 21,913 円のうち、会員個人に支出した楽譜作成およびコピー代は 1,685 円となります。

荒井委員：1,685 円分の内容の検討ということでよいですか。

事務局：はい。

小笠原委員：個人宛の 1,685 円は個人の方が自宅で作成したものということですか。どのような試算で 1,685 円となったのですか。

事務局：会員が個人所有の PC ソフトを使用し、会が所有する古い楽譜を修復し会員に配布できるように個人宅で作業を行っております。主に印刷代として 1 枚あたり 10 円で計算をして個人に支出しております。

小笠原委員：1 枚あたり 10 円といった団体の規定があるのでしょうか。

事務局：団体の設定した金額ではなく、個人の方からそれ位の費用が発生したということで団体に請求した額となります。

荒井委員：プリントアウト代として支出をしたということですね。

金丸会長：団体の会員に対して支出をしたということが問題となってくるかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

小笠原委員：個人への領収書は認められないのが基本となります。ただし、金額の多寡の面で外部に出しても同じであるなら問題がないかと思います。コンビニでコピーを行ったとしても 1 枚 10 円程度の費用がかかる。それを会員が行ったとしても経費として認めてよいのではないのでしょうか。例えば 5,000 円までなら会員への支出を可とするようなルールを設ければ会員への支出を認めてもよいのではないかと思います。

金丸会長：今回の場合 1,685 円というのは妥当な金額であるため会員への支出を認めるのか、それとも会員への支出を認められないとするのかということですね。

岩松委員：専門的な物を調達するとき外部であれ内部であれ活動に必要なものであれば、原材料費として認めていいのではないですか。外部にお願いするよりも内部で行ったほうがよいという判断があったうえで行っているのであれば、経費として認めるようルール化してよいのではないのでしょうか。今回の件は個人の財産を利用し、きちんと適切な金額を支出しているということであれば認めることはできるのではないのでしょうか。

金丸会長：現在のルールでは会員の個人に対する支出は認めないとしていますが、外部に依頼するよりも内部で行ったほうがよいということがあれば認めていくような形で進めていきますか。

今回の審査会で経費として認めることで今後の前例ができるということはあると思いますが。

岩松委員：個人への支出はルールの中で認める。どのようなルールをつくるかということは事務局で判断をすべきです。

小笠原委員：著作権のある楽譜のコピーということであればそもそも経費として認められないのではないですか。

岩間委員：コピーは一部分ですか。

小笠原委員：楽譜自体の著作権が問題と感じております。一部であれ楽譜をコピーすることは著作権法に触れてしまう可能性があると思います。著作権のある楽曲の楽譜のコピーであれば認めることはできないです。

岩松委員：経費として認められるかどうかということを審査するべきだと思います。楽譜を複製すべき事情があって、会員個人への支出をしたことについて経費とするかどうかということが問題となっている。著作権についての問題の判断は別途事務局で確認をするべき。

金丸会長：会員個人への支出を経費として認めるのか認めないのかということについて判断が必要だと思います。

榎戸委員：前提として楽譜のコピー自体が合法かどうかということで判断が変わってくるかと思いますが。著作権に触れるような行為であれば経費として認めることができませんよね。今この場で著作権についての判断はできないかと思います。

事務局：実績報告書受理の段階で著作権の権利関係に着目をしていなかったのが合法性について確認ができておりません。この場で確定することができないのでこの件については事務局で調査の上改めてご連絡いたします。

岩松委員：会員個人の方に支出をすることについての可否については今判断することもできるのではないですか。

金丸会長：事務局からの回答をまって判断を保留するのか、場合によっては著作権について疑義があるため認めないという判断もできる。この件については事務局からの連絡を待って答えを出していくということによろしいでしょうか。

(一同異議なし)

(事務局の調査結果)

【東部マンドリーノの原材料費について】

補助経費として計上した 21,913 円のうち、会員所有の楽譜作成ソフトを利用した楽譜の修正部分の印刷代として 1,685 円が審査の対象となっておりました。この 1,685 円を除いた 20,228 円は、すべて会員へ配布するため、楽譜をコンビニでコピー（複製）した経費です。

【著作権の考え方について】

事務局では一般社団法人 日本音楽著作権協会（JASRAC）へ照会したところ以下のような回答がありました。

「著作権法上、楽譜のコピー（複製）には、使用目的が営利か非営利かを問わず、

- ・楽譜の出版会社の許可
- ・日本音楽著作権協会（JASRAC）の許可

が必要であり、事前に所定の許可申請手続きを要するものである。」

【審査会での保留事項について】

団体に改めて確認すると上記の許可申請手続きは取られておりませんでした。

日本音楽著作権協会（JASRAC）の回答を踏まえ審査対象となっておりました 1,685 円を含む 21,913 円は楽譜のコピー（複製）にかかる経費であり、所定の手続きがなされていないものであることから、本件については補助対象経費から除外することとして審査会委員の皆様へご報告いたしました。

金丸会長：もう 1 点、会員ではないが個人への支出として CD の作成費を支出しております。この件についてはどのような判断をするか。問題ないようであれば経費としてお認めします。

荒井委員：会員ではない方の支出ですか。

事務局：会員の方ではない方への支出です。音源を加工する技術を持った方に CD 作成の依頼をした形になります。

金丸会長：2 点目に関しては認めるということよろしいでしょうか。

（一同異議なし）

事務局：つづきまして、3 ページ目をご覧ください。37 番、団体名「NPO 法人 市川にオオムラサキを生息させる会」です。内容は、消耗品費です。当団体からは、学校と協議し、エノキの植木を育成するには、手間がかかるものとして、10,000 円を超える成木を購入したと報告を受けております。当事業は、小学校等でオオムラサキの飼育、観察を通じて、自然環境保全を啓蒙する事業です。事務局では、「事業の実施に必要なものであると認めます」が、補助対象経費に含まないものと考えております。説明は以上です。

金丸会長：37 番の団体についていかがでしょうか。

小笠原委員：市民活動団体事業補助金ガイドブックの経費要件で消耗品費については 10,000 円以上の物品に対しては認められないとなっています。補助対象事業に必要な経費で、市長が審査会の審査を踏まえて必要であるとも認めるものという内容で「その他」という項目があるので、こちらの項目で経費として認めてはどうでしょうか。オオムラサキを育てるためにはエノキは必要なものなので、経費項目を「その他」にすればよいと思います。

金丸会長：消耗品費としてはルールに適していないので、「その他」としてお認めしてよろしいでしょうか。

事務局：市川市市民活動団体事業補助金交付条例施行規則の中で、審査会の審査をふまえ必要性があれば「その他」として認められるとの記載がありますが、市民活動団体事業補助金に関する事務取扱基準の第 11 条第 2 項で「その他」の項目について限定されております。こちらでは福祉目的に限定した交流会飲食費用を想定しているため、「その他」項目での適用は現在の規定では難しいと考えております。

小笠原委員：原材料費として認めることもできるのではないのでしょうか。

事務局：原材料費の解釈については購入したものを加工して何かを生産することを考えております。オオムラサキのエサとしてのエノキをどう考えるかで原材料費として認められるかどうか変わってくるかと思えます。

金丸会長：原材料費として認めてよいのはないのでしょうか。

事務局：事務局としても事業実施に必要不可欠のものであるため補助対象経費として認めて頂きたいと考えております。

金丸会長：この団体は、従来から補助金を受けているということで、団体の活動内容については問題がないと思います。今後は原材料費に含めて計上していただくということで今回は原材料費として認めていければと思います。

事務局：今後についてエノキについては苗木ではなく成木が必要であるとなれば、10,000 円以上であっても原材料費として申請していくことも可能ということでよろしいでしょうか。

金丸会長：そのようになります。

荒井委員：団体への提言として、学校や自然科学博物館で行っている活動であり、施設としてもメリットがある事業なので、施設から費用として払ってもらうことも検討していてもよいのではないのでしょうか。

岩松委員：何かを生産しているわけではないので、原材料として認めていいのですか。

金丸会長：広く解釈してオオムラサキを成虫にしているという考え方もできるのではないのでしょうか。

荒井委員：あらゆる活動に対応できるように「その他」欄を拡大してもよいのではないか。

岩間委員：「その他」だと色々なことが認められてしまうので限定も必要であるとも感じます。

事務局：制度創設当初、食事に限定した理由はなんでもありとならないために限定した経緯があります。

小笠原委員：「その他」の項目については、審査会の審査で認められたらということが重要であると考えます。事業に必須な物ではあるがふさわしい項目がないという時には、審査会に掛けるよう事務局から案内を行えばよいのではないかと。限定列挙じゃないルールに変えた方がいいのでは。

岩松委員：適切な項目がないが、事業に必須なものであれば救済措置として経費として認められる余地を用意することが必要だと考えます。

吉田委員：今回の件については現在のルールで適用を考えていくということですね。

金丸会長：特に異論がないようであればエノキについては原材料費につけかえて認めるということでもよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

事務局：最後に、同ページ、44番、団体「NPO法人 住まいのサポートセンター」です。内容は、原材料費です。11月3日の市民祭りに体調不良で出展しなかった参加費について、事務局では、「事業が実施されなかった」ので、補助対象経費に含まないものと考えております。なお、「審査いただきたい内容」に記載しました、報償費の「労務の提供」につきましては、補助対象経費に該当しないため、恐れ入りますが、審査の対象外とさせていただきます。説明は以上です。

金丸会長：44番の団体について実際に行われなかった事業に対しての支出を認めるかどうかという点についてはいかがでしょうか。

岩間委員：体調不良のため参加できなかったとのことですが、体調不良は一名ですか。

事務局：中心となる代表の方が当日急に体調不良になってしまったことにより、会としての市民まつりへの参加を見送ったそうです。今回の反省をふまえて団体としても引継ぎ方法や態勢を見直しているとのこと。

岩間委員：事業を行う際には一人だけではなく、複数人で対応がとれるようにするべきだと思います。

荒井委員：参加できなかった事業について経費を認めることは、他の団体も事業への意欲が下がってしまうと思います。他の団体とのバランスを考えても望ましくないですし、一人が対応できなくても他の方で対応できるようにするべきだと思います。

金丸会長：一人が参加できないことで対応できなくなることは事業としての脆弱性も問題となってきましたね。

岩松委員：参加自体を見送ってしまうようなことがあると、税金を使っている以上、市民が求めていることなのか活動そのものの必要性や効果ということについても疑義がでてしまいます。

大西委員：団体の一人が体調不良であるから参加できないというのは団体の形としても疑問であり、代表一人がだめでも何らかの形で参加するべきだった。補助金を支出することには異議があります。

吉田委員：NPO 法人である以上、団体として活動をしっかりするべきであるので経費としては認めることが難しいと思います。

金丸会長：以上、意見出そろいましたので、審査会としてこちらについては補助対象経費と認められないということによろしいでしょうか。

(一同異議なし)

金丸会長：次に議題②、「審査委員からの質問に対する回答について」です。こちらは、資料1の事務局が回答した38件の内容について、ご質問等があればお願いします。

荒井委員：50番チームピースチャレンジャーの市内で開催予定だったものが、深川で開催されており、経費として計上されているのであれば、会場使用料は認められないと思います。交通費についても深川までの交通費が含まれているのであれば市外での活動のため補助対象経費と認められないと思います。

事務局：フェアトレード展計4回開催されたうち、深川での開催は計2回となります。事務局としてもこちらについては経費として認められないと考えております。深川での使用料および賃借料として42,700円の計上されております。今回使用料として認められない場合、補助対象経費総額522,095円が479,395円に変更となります。返金額は38,953円から60,303円に変更となります。交通費についてはスタッフ5名分ということであるが、深川への交通費について含まれているかどうかについては確認いたします。

金丸会長：深川への交通費についても認められないということによろしいでしょうか。

(一同異議なし)

事務局：参加人数について補足説明いたします。参加人数延べ380名の内310名が市川市民の方となります。

金丸会長：基本的には活動は市内で受益者が市民であると思うが、施設の関係で市外で活動してる場合もありますよね。ちなみに参加人数については何かアンケートをとっているのですか。

事務局：人数を把握する為アンケートをとっています。

荒井委員：深川での活動についての市民の参加数は把握していますか。

事務局：申し訳ありません。延べ人数のみで個別の人数については把握しておりません。

荒井委員：市外での活動の場合、この団体は東京でも会員が多いので、東京で行うのであればその地域での補助金をもらうべきで、広域での活動の団体の場合は市川市の補助金の対象とするのは難しいのではないのでしょうか。

金丸会長：申請段階では市川市内での開催で市民に向けた啓発という面があったが、最初から東京でやるということであれば申請の時点で問題になっていたかと思います。

城委員：講師料、報償費、人件費などについて、もう少し明細を記入して欲しいです。講師に対して1人いくらを何回支出したのかということがわからない団体も多い。報償費についても数千円から数万円と団体によって大きく幅がでています。今回の方でいえば外国人の方への30,000円支出をしている。何時間の講演でどんなことをしたのかということが、何に対して支出をしたのかがこの団体に限らず、不明瞭なところが多い。もっと詳細を明らかにしていく必要があるのではないのでしょうか。

小笠原委員：報償費の部分で専門性について、事務局はどのようにチェックを行っているのですか。

事務局：専門性の有無を重要視して判断を行っております。

小笠原委員：今回の件であれば具体的に何を指標としているのか。

事務局：口頭での確認ではあるが、講演会であれば学識者など、誰にでもできることではなく、その方でなければできない、ということに重きをおいて判断を行っております。

小笠原委員：今回の件では講師の方はどのような専門性をもっているのですか。バングラディッシュの現状にとっても詳しい等の専門性があるのではないのでしょうか。

事務局：講師については確認致します。

岩松委員：専門性についてのヒアリングをおこなっているのか。何年かの実務経験があるとかそういう確認が必要である。講師に当たる方がどのような方なのかについて判断が必要ではないのでしょうか。

金丸会長：この件に限らず報償費に対しての判断が非常に不明瞭である。消耗品に対しては厳しく判断を行うのに対して、報償費は 50,000 円までで自由に設定できてしまう。事務局のほうでもより厳密な確認が必要なのではないのでしょうか。

岩松委員：どういう専門性があるのか事務局がしっかりと把握していないといけませんよね。

金丸会長：この団体については、講師の問題はわからないことが多くなっているの確認が必要かと思っています。使用料・賃借料については、深川での開催については認められないということでもよろしいのでしょうか。

事務局：先ほど荒井委員からご指摘いただきました、交通費の件ですが、深川までの交通費については計上されておりませんでした。

金丸会長：ではそちらからの返金については発生しないということでもよろしいですね。

荒井委員：実績報告書の成果の書き方について、何月に何をしたか、参加者が何人あったのかということがわかりづらい内容となっている。報償費について計画の段階では 40,000 円×3 回という計算であったが、最終的には研修会や講習会などを含めて 10,000 円を 9 回、報償費として支出している。どの講師をいつよんだのか、交通費、報償費、実際の講座の開始日などを報告書内に明記するように伝えて欲しいです。

事務局：報償費の講師の方の詳細についてお伝えします。講師としてインドで現地での指導経験のある方をお呼びして研修会および講演会を行ったとのこと。報償費は 10,000 円を 9 名、30,000 円を 1 名に支出を行いました。研修会は、5/29 講師 2 名、7/8 講師 2 名、2/28 講師 2 名の計 4 回。交流会は、10/2 講師 2 名。講演会は、11/4 講師 2 名。開催地は、すべて Ilink ルームとなります。

荒井委員：現地指導員は会員の方なのではないのですか。別組織の指導員の方なのではないのでしょうか。会員の方であれば補助金対象としては認められませんよね。

金丸会長：そのようになりますね。

事務局：会員の方かどうかについては確認いたします。

吉田委員：毎月交流会・研修会・講演会を行うことができたとのことですが、先ほどの話の中で交流会・研修会・講演会は、5 回行われたとありました。フェアトレード会とそれらを含めて毎月活動を行ったということですか。

事務局：報償費の払われた交流会・研修会・講演会が 5 回となり、別途本部交流会が開催されています。

吉田委員：本部の交流会は補助対象外ということですか。

事務局：8 月の交流会については本部の交流会も経費に含まれています。

吉田委員：今回は4回のフェアトレード会と5回の講演会についての議論ということですか。

金丸会長：本部の交流会については報償費等発生していないのですか。

事務局：10/2の交流会は講師をお呼びし報償費を支出しております。

小笠原委員：この事業は年4回の6月、9月、12月、1月のフェアトレード会に対しての審査ということで、それに付随するものとして研修会や講演会などがあると考えて審査をしているのですがそれでよろしいですか。

吉田委員：申請の段階で何を事業として、計画を組んでいたのでしょうか。

事務局：申請段階でフェアトレード会および講演会や研修会の開催を含んだ事業計画となっております。

金丸会長：事業に対しての補助金となるので、フェアトレード会にむけた講演会や研修会ということであれば申請時点でも事業計画に含まれているので、補助金の対象となってくるかと思えます。もう1点の深川での経費については認められないということでもよろしいでしょうか。返金額については21,350円増額の60,303円となります。いくつか疑義が出ていることもありますので、確認をお願いいたします。今後も申請があるのであれば今回の指摘を生かして頂きたいと思えます。

(事務局の調査結果)

【チームピースチャレンジャーの報償費について】

報償費を支払った方は、全て会員の方ではございませんでした。

インドの女性の自立支援施設（職業訓練所）で、洋裁や編み物を中心に指導している先生に研修会や報告会、交流会の講師を依頼されたとのこと。

内容としては、写真やパネルを参加者に見てもらったり、現地の職業訓練所等で製作した洋服、編み物、小物などの製品に触れ合いながら、現地の貧困状況（主に女性や子供の貧困について）を紹介し、参加者と考えるといったことです。

また、インドで製作した洋服等のボタン付けや、アイロンの正しいかけ方の研修を参加者に行い、より現地で働いている女性の目線で物事を考える研修会を行いました。

報償費を支出した10名すべての講師について会員ではないことの確認がとれたため、補助対象経費となることを審査会委員の皆様へご報告致しました。

吉田委員：報告書の作り方が情緒的な内容が多く、何をやったのかという客観的な事実がわかりにくいと思いました。また理解を深めて輪を広げていくということを目的としており、それに対しての成果として、団体の若いメンバーが増えたということだけでなく、団体の外に向けた輪をひろげることができたのかももっとわかるとよいと思います。

金丸会長：他にご質問はありますか。

荒井委員：13番重度障害者団体「あじさいの会」が介護タクシーを認めて欲しいとのことですが、事前に備品の貸出しを行った際に利用した準備のための交通費である介護タクシー代 9,420 円を補助対象経費として認めて欲しいということですね。58番の発達に遅れのある子の保育・療育支援「にじの会」についても下見交通費については認めていませんよね。

事務局：事務局としては準備にかかわる費用は経費として認めていないということがあり、準備段階についても経費として認めて欲しいという要望となります。

荒井委員：準備についての経費というについて要望があるのはあじさいの会のみですか。

事務局：重度障害者団体「あじさいの会」以外についてもそのような要望をいただくことがあります。今後、事業の実施の準備のための費用を認めることについて何かご意見あれば頂きたいと思っております。

金丸会長：準備段階は現段階では認めていないということがありますが、今回のケースでは準備段階も含めて経費として認めることについてどのようにお考えですか。

岩間委員：こちらの団体については、事前の準備についても体の不自由な方も一緒に準備を進めているため、介護タクシーを利用する必要があるということですね。

事務局：在宅重度障害者の社会参加ということを目的にした団体となるため事業の一環として事前の準備についても共に行っております。

金丸会長：他の事業についても何かありますでしょうか。

荒井委員：92番の市川でよい芝居を観る会の劇団に対する報償費がもともと 756,000 円で計上されていたものが、実績報告として 648,000 円 13 名分と変更になっています。報償費のルール内である 1 人当たり 50,000 円弱という計算になると思いますが、劇団等に公演を依頼する際に報償費の上限やルールなどなにかあるのでしょうか。

事務局：報償費 756,000 円で計上されていた予算が、実績報告として、648,000 円と計上されています。変化の経緯についてはわかりませんが、劇団 1 団体に対して 13 名分として 648,000 円として計上されています。

金丸会長：1人大体50,000円弱に収まっているということで、1人に対しての報償費の限度内に収めていただいたということですかね。当初の見込みからの減額になっているというところに疑問が少し発生してしまったというところですか。今後についてはそのあたりも精査して申請をして頂きたいですね。

金丸会長：最後に議題③の「次年度の事業に対する改善点について」です。資料2をご覧ください。「事業の効果」の△または×が付くものについて、皆さまの意見交換をお願いいたします。

吉田委員：76番リズムパークの審査会への申し送り事項の中に、「現在行っているアンケートに事業のよし/悪しを聞く項目を作って常識を守ってほしい旨お伝えする」という記載がありますが、これはどのような意味ですか。平成30年度申請するときにはアンケート項目を工夫してくださいと伝えたいということですか。

事務局：申し訳ありません。前任の担当者に内容を確認させていただきます。

吉田委員のおっしゃっている通りであるのであれば具体的にアンケート項目を工夫していくよう次年度の申請にて団体に伝えていきたいと考えております。

金丸会長：平成30年度も継続して申請をされるのであれば、そのあたりを事務局からのお伝えをお願いいたします。

(事務局の調査結果)

【リズムパークの審査会への申し送り事項について】

平成30年度申請するときにはアンケート項目を工夫して頂きたいということで申し送り事項に記載を致しました。

岩松委員：4番傾聴ボランティア「赤とんぼ」については補助金の額は小さいものの、関係団体との関わりを強めながら事業を拡げて発展させて頂きたい。そのためにより広報等にも力を入れて活動して頂きたい。開催場所や関係団体との連携など工夫できる場所があるように思います。

金丸会長：今後の改善点ということで団体にお伝えをお願いいたします。

荒井委員：先ほどの話の中でも出たのですが、50番チームピースチャレンジャーについては、審査会で補助金交付を決定した理由が市川市内でフェアトレードや貧困に対する知識といったものを広めていくということになります。目的がぶれてしまわないようにして頂きたい。63番の行徳少年野球連盟の実績報告の際には、地域への貢献や公益性についてももう少し意識して報告してほしい。また報告を受ける際にもそこを注視して頂きたい。全体を通して年間の交通費、報償費、材料費、内訳を細かく記載および聞き取りしてほしいです。昨年ピアノ調律費の必要施設のリストを次の委員

に提示したほうがよいと思います。市外の方への交通費の支給が増えており、市外の方の交通費の支出についても特急を使わないなどのルールの整備も必要かと思います。

金丸会長：委員も変わられていく中で、新しい方に向けた審査の基準のようなものを内規等で示して行けると、新しい委員もわかりやすいと思いますので、荒井委員のおっしゃった内容を含めて生かしていただければと思います。50番と63番についても意見が出ましたので団体にお伝えください。

岩松委員：57番の国分川鯉のぼり実行委員会のイベントについてですが、実際にみてきたところ、鯉のぼりのイベントしかやっていないように見えました。鯉のぼりのイベントはとてもいいイベントであると思うので、切り分けて申請したほうがよいと思います。川の浄化という目的と鯉のぼりのイベントとの整合性がみえていないことがやはり問題であると感じています。

金丸会長：目的とイベントが合っていないように感じますよね。イベントの中にもっと川の浄化ということを入れ込んでいただくということをしたほうがよいと思います。

小笠原委員：全体的に新しい制度になってから、返金額が多いです。実行案としての予算の組み方が甘いと感じます。きちんと実行案をたてて頂くのに合わせて、市も使い切っていけるように団体へのサポートを行うべきであると思います。

金丸会長：以上で議題の「実績報告書の審査」が終了しましたので、事務局に進行をお返しします。

事務局：ありがとうございます。最後に議題(2)「その他」について、でございます。補助金制度が始まって、2年間が経ちました。委員の皆様から補助金制度について改善点、今後について、引継ぎ事項など、ございましたら、ご意見をいただければと思います。

荒井委員：市川市民活動団体事業補助金ガイドブックの9ページ会則・規約の例の中の会議に関する事項(3)について、「事業の計画予算並びにその変更」という記載があるが変更については、他市を確認しても必ずしも総会を必要としないので記載を削ってよいと思います。

事務局：ありがとうございます。その他に何かございますか。事務局から1点確認させて下さい。当日イベントが中止になった場合に備えてイベント中止保険に加入した場合に、経費として認めるかどうかご意見を頂きたいです。

金丸会長：イベントができなくなった場合に、準備にかかった費用に保険が適用されるといったイベント中止保険に入った場合に、その保険料は経費として認められるのかどうかということですね。保険料はどれくらいかかるのですか。

事務局：100,000円から200,000円くらいの間で規模・リースする物品によって保険料が変わります。テント、椅子、照明、機材などの貸出しを想定しています。

金丸会長：イベント中止保険に入るかどうかはリスクの高さによって、団体が判断することになるのでそこまでを補助金対象としなくて良いように思います。

吉田委員：団体の責によりイベントに参加できなかった場合は、今回のように経費として認められないです。一方、主催したイベントが悪天候のため開催できない場合は、団体に責のないものですよね。そのような場合を想定して、中止のためにイベント中止保険を掛ける保険料と、実際中止になった場合に準備費用について認めるかどうかは別の話となるかと思えます。

事務局：イベントが中止になった場合の準備にかかった費用については、実際にイベントが開催されていない以上、認めることはできないと事務局は考えています。保険料についてはいかがでしょうか。

金丸会長：今回住まいのサポートセンターについては、事前準備については経費と認められなかったもので、今後も今回をふまえて認められないことになるかと思えます。

吉田委員：今回の件では団体に責があったため、補助経費として認められませんでした。団体の責なくイベントが開催できなかった場合に、補助金対象と認められるかどうかの判断は異なってくる可能性があります。認められるのであれば補助金対象となるので、イベント中止保険をかける必要がなくなります。一方、補助金対象外であれば、イベント中止保険に入って開催できない場合に備える必要があります。その場合に保険料を経費として認めるのか否かということが議論となるのではないのでしょうか。

荒井委員：一般的には雨天などに備えて予備日があることが多いと思うのですが。

岩間委員：市民まつりはどのようになっていますか。

事務局：市民まつりは予備日があります。

吉田委員：今までに雨天で順延した場合に二度の交通費を認めたりしたことはありますか。

事務局：今までの例にありません。

金丸会長：今回の議論では開催できなかったことに対しては、責の有無を問わず補助金対象として認められないのではないのでしょうか。

荒井委員：今回そのような相談を受けているのですか。

事務局：はい。

荒井委員：それは外での開催のものでしょうか。

事務局：はい。

小笠原委員：経費の対象となり実際に保険料が支払われた場合、入ってきた収入の取扱いはどのように考えていますか。市ももらわないとおかしくなるのではないですか。税金を使っている以上結果に対して補助金を支出するものでありプロセスについて支出するのはおかしくないですか。効果のないものになぜ支出するのかという考えは市民にもあり尊重すべきと考えます。

岩松委員：イベント中止保険は団体が任意で入るべきものであるので、認めなくてよいのではないですか。

榎戸委員：認められないという判断を今回示しておけば、それに応じて団体がリスクの判断をしていくのではないのでしょうか。

金丸会長：開催されなかった事業に対しては経費としては認められません。また中止の場合に備えてイベント中止保険をかけた場合にも保険料は経費としては認められません。その上で団体のほうでリスクに応じてイベント中止保険をかけるかどうかの判断をして頂くのがよいのではないのでしょうか。

岩松委員：市民活動をどんどん発展させていくべきです。事務局としても、規制を強くするだけでなく、各団体の申請を受ける中で、団体を支援することや、活動を活発にしていくような姿勢が必要であるかと思います。

事務局：貴重なご意見ありがとうございました。委員の皆さま、本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。また、本日の審査会をもって、任期満了となります。小笠原委員、吉田委員、城委員、岩間委員、荒井委員、浅野委員、当事業にご尽力いただきまして、厚くお礼申し上げます。大変、お疲れ様でした。

金丸会長：これで、平成30年度第1回市川市市民活動団体事業補助金審査会を閉会いたします。